

商品概要説明書

(大口定期貯金)

(平成23年4月1日現在)

1.商品名	・ 自由金利型定期貯金 (愛称:大口定期貯金)
2.販売対象	・ 個人および法人
3.期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1か月,3か月,6か月,1年,2年,3年,4年,5年(定型方式) ・ 1か月超5年未満(期日指定方式) ・ 定型方式の場合は,預入時のお申し出により自動継続(元金自動継続または元利金自動継続)の取扱いができます。
4.預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一括預入 ・ 1,000万円以上 ・ 1円単位
5.払戻方法	・ 満期日以降に一括して払い戻します。
6.利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5)金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には,原則としてこの定期貯金の自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。 ・ 預入期間2年未満の貯金は,満期日以降に一括して支払います。 ・ 預入期間2年以上の貯金は,中間利払日(預入時から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日)以降および満期日以降に分割して支払います。 なお,中間利払日に支払う利息は,預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%,小数点第4位以下切捨て)により計算します。 ・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割で計算します。 ・ 個人の場合は20%(国税15%,地方税5%)の分離課税,法人の場合は総合課税となります。 ・ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または,窓口でお問合せください。
7.手数料	-
8.付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の自動継続扱いの貯金は,総合口座の担保とすることができます(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.5%を上乗せした利率) ・ 満期日に自動解約のうえ,指定口座に入金することができます。 ・ マル優の取扱はできません。
9.中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期前に解約する場合は,以下の中途解約利率により計算した利息とともに払い戻します。 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合 次の方式による利率(小数点第4位以下切捨て)と解約日の普通貯金利率のうち,いずれか低い利率。 預入日の1か月後の応当日以降に解約する場合 次のAおよびBの算式により計算した利率のうち,いずれか低い利率。ただし,Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは,0%を下限とします。 A. 約定利率 - 約定利率×30% B. 約定利率 - $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ (注)基準利率とは,解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合,その預入の際に適用される利率を基準として算出した当組合所定の利率とします。詳しくは,窓口におたずねください。 ・ 中間払利息が支払われている場合には,その利息額(支払済の利息合計額)と中途解約利率により計算した利息額との差額を精算します。
10.貯金(預金)保険制度(公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち,「無利息,要求払い,決済サービスを提供できること。」という3条件を満たすもの)を除く)と合わせ,元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11.苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては,当組合支店または本店金融共済部(電話:0256-36-5207)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し,迅速かつ適切な対応に努め,苦情等の解決を図ります。</p> <p>また,新潟県農業協同組合中央会が設置・運営する新潟県JAバンク相談所(電話:025-224-3100)でも,苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は,直接,次の機関を利用できます。連絡先については,上記当組合支店または本店金融共済部,新潟県JAバンク相談所にお問い合わせください。</p> <p>新潟県弁護士会 (電話:025-222-3765)</p> <p>そのほか,東京弁護士会,第一東京弁護士会,第二東京弁護士会,横浜弁護士会,山梨県弁護士会,愛知県弁護士会,京都弁護士会,兵庫県弁護士会,広島弁護士会,愛媛弁護士会,福岡県弁護士会</p> <p>また,上記の新潟県JAバンク相談所を通じて次の機関をご利用できます。</p> <p>仙台弁護士会,山形県弁護士会,埼玉弁護士会,富山県弁護士会,静岡県弁護士会,総合紛争解決センター(大阪府),岡山弁護士会,鹿児島県弁護士会</p>
12.その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日以降の利息は,解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口へお問い合わせ下さい。

J A にいがた南蒲